

報告事項イ

懲戒処分等の指針の一部改正について

懲戒処分等の指針の一部改正について、別紙のとおり報告します。

令和5年10月18日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

改正後	改正前
<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1) ～ (11) 略</p> <p>(12) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）</p> <p>ア わいせつな行為（<u>不同意性交等、不同意わいせつ</u>、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（盗撮等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。）</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職務遂行関係</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 監督責任</p> <p>ア 職務の遂行に関し、部下教職員が県又は県民等へ損害、不利益等を与える等した場合で、部下職員等に対する通常行うべき指導、監督、進行管理、確認等を怠った教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。</p> <p><u>4 児童生徒性暴力等</u></p> <p>ア <u>児童生徒等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、児童生徒性暴力等（同法第2条第3項各号に該当する行為をいう。以下同じ。）を行った教職員は、免職とする。</u></p> <p>イ <u>児童生徒等に対し、セクシュアル・ハラスメント（児童生徒性暴力等に該当するものを除く。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p><u>5 公務外非行関係</u></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) わいせつな行為等（<u>児童生徒等に対するものを除く。</u>）</p> <p>ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。</p> <p>イ ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）をした教職員は、停職又は減給とする。</p> <p>ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>(5) ～ (12) 略</p> <p><u>6 交通事故・交通法規違反関係</u></p> <p>(1) ～ (10) 略</p>	<p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1) ～ (11) 略</p> <p>(12) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）</p> <p>ア わいせつな行為（<u>強制性交等、強制わいせつ</u>、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（盗撮等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。）</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職務遂行関係</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 児童生徒へのわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント</u></p> <p>ア <u>職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、免職とする。</u></p> <p>イ <u>職務の遂行に関し、児童・生徒に対しセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>(8) 監督責任</p> <p>ア 職務の遂行に関し、部下教職員が県又は県民等へ損害、不利益等を与える等した場合で、部下職員等に対する通常行うべき指導、監督、進行管理、確認等を怠った教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。</p> <p><u>4 公務外非行関係</u></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) わいせつな行為等</p> <p>ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。</p> <p>イ ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）をした教職員は、停職又は減給とする。</p> <p>ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>(5) ～ (12) 略</p> <p><u>5 交通事故・交通法規違反関係</u></p> <p>(1) ～ (10) 略</p>

## 懲戒処分等の指針の改定について

令和5年10月18日  
教育総務課

このたび、令和4年4月1日から順次施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「法」という。）を踏まえ、文部科学省から、本県の懲戒処分等の指針について見直しを求める指摘があった。

従前より、懲戒処分に当たっては、法令に基づき適正かつ厳格に取り扱っているところであるが、法の趣旨を踏まえた厳格な取り扱いを明確化するため、「懲戒処分等の指針」を改定するもの。

### 【主な改正点】

これまで職務遂行関係として規定していた児童生徒へのわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントについて、法の趣旨に従い、職務遂行に関係なく、法に定める児童生徒性暴力等を行った場合は、原則免職とすることを明記した。

## 1 経緯等

- かねてより、教職員等による児童生徒性暴力等があった場合は、原則として懲戒免職とするよう文部科学省から通知等がされてきており、本県においても、「懲戒処分等の指針」に、「職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、免職とする。」と規定しているところ。
- 令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による法の一部改正を受けて、再度、文部科学省から法の趣旨を踏まえた適正かつ厳格な懲戒処分の徹底に向けて、処分基準の点検・見直しを求められていた。
- このたび文部科学省から、改めて基準の明確化について令和5年11月までに改定するように指示があったもの。

### 【参考】

- R3. 4. 6 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布（R4. 4. 1から順次施行）
- R3. 4. 18 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」策定
- R5. 7. 13 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行
- R5. 7. 13 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」改訂

## 2 文部科学省からの指摘事項

- 現行の指針では、行為等が厳正な処分の対象であるということが不明確又は再整理が必要であるため、可及的速やかに基準の明確化等の対応が必要。
- 指針第2の3（7）に「児童生徒」と記載があるが、法では対象となる「児童生徒等」を、自校・他校の別を問わず、また、18歳未満の者を含むこととしている。
  - 指針第2の1（12）に「わいせつな行為（～わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。～）」と定義があり、行為者の目的性の立証を求める限定的な運用を行っているように見受けられるが、法で規定される「身体の一部に触れること」とは、行為者の「わいせつな目的」の有無にかかわらない。
  - 指針第2の1（12）及び3（7）の中で、法で定める「性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの」に該当する場合は、「わいせつな行為」の定義中で明示的に示されていない。
  - 刑法182条の罪（16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求及び性的姿態の映像送信等）等が指針第2の1（12）及び3（7）では含まれないように読める。

懲戒処分等の指針の改定イメージ

改正後	改正前
<p><b>1 一般サービス関係</b></p> <p>(1)欠勤 (2)遅刻・早退 (3)勤務態度不良                      (4)秩序びん乱 (5)営利企業の従事等                      (6)違法な職員団体活動 (7)秘密漏えい                      (8)個人情報の漏えい等 (9)政治的目的を有する文書の配布                      (10)コンピュータ等の不適正利用 (11)公文書の偽造等                      (12)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。)                      ※わいせつな行為(不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴蕩、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(盗撮等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。)                      (13)パワー・ハラスメント (14)不適正な申請、報告等</p>	<p>第1 基本事項</p> <p>第2 標準例</p> <p><b>1 一般サービス関係</b></p> <p>(1)欠勤 (2)遅刻・早退 (3)勤務態度不良                      (4)秩序びん乱 (5)営利企業の従事等                      (6)違法な職員団体活動 (7)秘密漏えい                      (8)個人情報の漏えい等 (9)政治的目的を有する文書の配布                      (10)コンピュータ等の不適正利用 (11)公文書の偽造等                      (12)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。)                      ※わいせつな行為(強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴蕩、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(盗撮等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。以下同じ。)                      (13)パワー・ハラスメント (14)不適正な申請、報告等</p>
<p>(変更なし)</p>	<p><b>2 公金公物取扱い関係</b></p> <p>(1)横領 (2)窃取 (3)詐欺 (4)紛失 (5)盗難                      (6)公物損壊 (7)出火・爆発 (8)諸給与の違法支払・不適正受給                      (9)公金公物処理不適正</p>
<p><b>3 職務遂行関係</b></p> <p>(1)汚職 (2)利害関係者からの利益の供与等                      (3)利害関係者でない者からの利益の供与等 (4)法令等違反                      (5)職務怠慢等 (6)体罰 (7)監督責任</p>	<p><b>3 職務遂行関係</b></p> <p>(1)汚職 (2)利害関係者からの利益の供与等                      (3)利害関係者でない者からの利益の供与等 (4)法令等違反                      (5)職務怠慢等 (6)体罰</p>
<p><b>4 児童生徒性暴力等</b></p> <p>ア 児童生徒等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。)に対し、児童生徒性暴力等(同法第2条第3項各号に該当する行為をいう。以下同じ。)を行った教職員は、免職とする。                      イ 児童生徒等に対し、セクシュアル・ハラスメント(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。)を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。</p>	<p>(7)児童生徒へのわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント                      ア 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為(同意の有無を問わない。)を行った教職員は、免職とする。                      イ 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。                      (8)監督責任</p>
<p><b>5 公務外非行関係</b></p> <p>(1)殺人 (2)傷害 (3)暴行                      (4)わいせつな行為等(児童生徒等に対するものを除く。)                      ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。                      イ ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした教職員は、停職又は減給とする。                      ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。                      (5)横領 (6)窃盗・強盗 (7)詐欺・恐喝 (8)放火 (9)器物損壊                      (10)粗野な言動等 (11)賭博 (12)麻薬・覚せい剤等の所持又は使用</p>	<p><b>4 公務外非行関係</b></p> <p>(1)殺人 (2)傷害 (3)暴行                      (4)わいせつな行為等                      ア わいせつな行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。                      イ ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした教職員は、停職又は減給とする。                      ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。                      (5)横領 (6)窃盗・強盗 (7)詐欺・恐喝 (8)放火 (9)器物損壊                      (10)粗野な言動等 (11)賭博 (12)麻薬・覚せい剤等の所持又は使用</p>
<p>(変更なし)</p>	<p><b>5 交通事故・交通法規違反関係</b></p> <p>(1)無免許運転 (2)交通事故の場合の措置義務違反                      (3)酒酔い運転又は酒気帯び運転 (4)最高速度違反                      (5)その他の交通事故 (6)その他の交通法規違反                      (7)処分の基準 (8)報告義務違反 (9)処分の加重減免                      (10)同乗者への処分</p>

## 【資料】関係法令

### ■教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

#### （定義）

**第二条** この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
- 二 児童生徒等にいせつな行為をすること又は児童生徒等をしていせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）
- 三 刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）
  - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
  - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

### ■刑法（明治四十年法律第四十五号）

#### （十六歳未満の者に対する面会要求等）

**第八十二条** わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

## ■児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

### （児童買春周旋）

**第五条** 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

### （児童買春勧誘）

**第六条** 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

### （児童ポルノ所持、提供等）

**第七条** 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

### （児童買春等目的人身売買等）

**第八条** 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

## ■性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）

### （性的姿態等撮影）

**第二条** 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為
    - イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
    - ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態
  - 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

### （性的影像記録提供等）

**第三条** 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複製したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### （性的影像記録保管）

**第四条** 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

### （性的姿態等影像送信）

**第五条** 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為
  - 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
  - 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
  - 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

### （性的姿態等影像記録）

**第六条** 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。